

彦根市議会における現行の議員定数・報酬について

1. 議員定数

- ◆ 議員定数…24人
- ◆ 根拠法令…彦根市議会の議員の定数を定める条例（最終改正：平成20年12月1日）

議員定数に関する条例の変遷

議 決	条例内容	条例数	法定数	施 行	適 用
S46.3.24	減少条例	34人	36人	次の一般選挙	
S50.3.22	一部改正	30人	36人	次の一般選挙	
H 8.3.22	一部改正	28人	36人	次の一般選挙	
H12.3.24	定数条例	28人	34人	H15.1.1	施行後の一般選挙
H20.12.1	一部改正	24人	34人	H20.12.1	施行後の一般選挙

議員定数に関する条例に基づく期別定数

期 別	条例数	法定数	一般選挙	当選／立候補	
～第14期	～H7	30人	36人		
第15期	H7～H11	30人	36人	H7.4.23	30／33
第16期	H11～H15	28人	36人→34人	H11.4.25	28／31
第17期	H15～H19	28人	34人	H15.4.27	28／32
第18期	H19～H23	28人	34人	H19.4.22	28／29
第19期	H23～H27	24人	34人	H23.4.24	24／25
第20期	H27～H31	24人	—	H27.4.26	24／32
第21期	H31～R5	24人	—	H31.4.21	24／26
第22期	R5～R9	24人	—	R5.4.23	24／29

- ・市議会議員の定数については、地方自治法第91条に市町村の議会の議員の定数は条例で定めるとされており、現在、条例で24人となっています。
- ・この定数については、議会改革検討委員会において議員の職責、議員一人当たりの可住地面積、類似都市との比較、常任委員会の要員数などを検討し、また、行政改革、経費、住民意思の反映、議会の監視力など約10項目にわたる議員定数削減の長所と短所について考慮し、同委員会内、会派内での議論をふまえて決定しており、平成23年4月に行われた市議会議員選挙から定数28人を24人へと4人減らしています。

2. 議員報酬

- ◆ 議員報酬…405,000 円
- ◆ 根拠法令…○彦根市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例

(最終改正：令和2年5月19日)

議員報酬改正の変遷

報酬改正	議長	副議長	議員報酬
S31.9～	12,000	9,000	8,000
S32.6～	22,000	16,000	12,000
S35.4～	24,000	18,000	14,000
S35.10～	30,000	25,000	20,000
S37.4～	33,000	28,000	23,000
S39.12～	43,000	38,000	33,000
S41.12～	50,000	45,000	40,000
S44.4～	70,000	60,000	50,000
S46.1～	90,000	75,000	65,000
S47.10～	130,000	110,000	95,000
S49.4～	180,000	150,000	130,000
S50.4～	220,000	185,000	160,000
S52.4～	260,000	225,000	190,000
S54.1～	285,000	245,000	210,000
S56.1～	315,000	270,000	240,000
S60.1～	350,000	300,000	280,000
S61.4.1～	390,000	340,000	310,000
H2.1.1～	430,000	370,000	340,000
H3.7.1～	480,000	410,000	360,000
H5.10.1～	500,000	422,000	371,000
H8.7.1～	535,000	455,000	406,000
H10.7.1～	545,000	464,000	414,000
H15.4.1～	534,000	454,000	405,000
H17.4～H18.3※	517,980	440,380	392,850
H18.4～	534,000	454,000	405,000
現在	〃	〃	〃

地方自治法では、地方公共団体の長、議会の議員などの特別職の給料および報酬の額等は条例で定めることと規定しており、議会の議決を通して自己の報酬等を決定する仕組みであることを踏まえ、この自己決定が適正なものになるようにその額の決定には第三者機関の意見を聞くことが適当であるとしています。

彦根市においては「彦根市特別職報酬等審議会」を設置し、ご意見を頂戴しながら給料および報酬の額等を見直していますが、平成15年度に減額の改正を行って以来、今日までこれを据え置いている状況です。

※H17.4～H18.3については、特例期間における3%減（条例改正なし）